

フランス国際私法の法典化と現代化

笠原俊宏

一 前書き

近代国際私法の法源として、最も大きな影響力を有していたのは、ナポレオン法典と呼ばれる一八〇四年三月二一日施行のフランス民法典中の三箇条の国際私法規定であろう。まず、法律抵触規定として、その序章第三条において、第一項が、「警察及び安寧に関する法律は、フランス領域内に居住する全ての者を拘束する。」と規定し、第二項が、「不動産は、外国人によつて所有されたものであつても、フランス法に依つて規律される。」と規定し、そして、第三項が、「人の身分及び能力に関する法律は、フランス人が外国に在つても、その者を規律する。」と規定しており、また、裁判管轄規定として、その第一編第一章第一四条が、「外国人は、フランスに居住していないときであつても、その者によりフランスにおいてフランス人と締結された債務の履行につき、フランスの裁判所へ召喚されることがで

きる。その者は、その者により外国においてフランス人に対して締結された債務につき、フランスの裁判所へ召喚されることができる。」と規定し(一八〇三年三月一五日公布)、第一五条が、「フランス人は、その者により外国において締結された債務につき、外国人と締結されたものであっても、フランスの裁判所へ召喚されることができる。」と規定している(一八〇三年三月一八日公布)。これらの化石化しているとも言える諸規定は、フランス国際私法の一般原則となっているに止まらず、オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ等の近隣諸国の国際私法に影響を与えていたばかりか、フランスの旧植民地であったアフリカ諸国の独立後における国際私法の法源としても、不可侵の存在のごとく、広範な領域において施行されている^①。大陸法系圏を見る限り、ポルトガル、スイス、ドイツ、更には、イタリア等の比較的近時の国際私法立法は、欧州を含め、世界の国々の国際私法の法典化ないし改正において、影響を与える存在であったと見られているが、フランス民法典中の前記諸規定も、今では、古典的とも形容されうる存在となりながら、なお、破棄院判決に支えられて、現役としての役目を果たし続けている^②。

その一方、欧州を中心として、諸国国際私法が、早くは一九六〇年代後半頃から、国際私法の柔軟化に向けて改正され、また、そのような意味における現代化された法典の制定が顕著な動向となっていたが、それにもかかわらず、フランス国際私法の法典化ないし精緻化は、成文法を見る限り、他の西欧諸国のそれに比して、さして顕著に進捗しているとは言い難い。わが国際私法の改革にも大きな影響を与えてきたドイツ国際私法の高度な学問的水準及び実務の動向を伝えているラーベル外国私法・国際私法雑誌 (*Rabelsz*) や国際私法実務雑誌 (*IPPrax*) 等に見られる緻密な論攷から多くを学ぶとともに、フランス国際私法もまた、ドイツ国際私法とは異なる学風を醸している西欧法文化との知的な遭遇の機会を与えてくれたフランス国際私法雑誌 (*Revue critique de droit international privé*)^③、クリューネ

(Clunet)、『国際比較法雑誌』(Revue internationale de droit compare)等を通じて、やはり、長年に亘り、学問的啓発という点において大役を果たしていることに異論はないであろう。また、裁判官、研究者、実務法曹の三者が一堂に会するフランス国際私法委員会 (Le Comité français de droit international privé) の大会における毎年四回の闊達な報告と質疑応答は、フランスにおける国際私法に対する熱気をそのまま極東の国へも伝えてきた。

小稿においては、フランス国際私法の法典化に関連する幾つかの文献から得られる知識や情報を拠り所として、フランス国際私法がその法典化のために歩んできた道を辿り、また、時々におけるその作業の成果について、拙稿をも交えながら検証するとともに、それが目指している将来の方向を垣間見ることが目的とされている。それにより、今日的意義におけるフランス国際私法の特質ないし国際私法学における位置付けを改めて確認するための小さな機会ともしたい。これをもって、拙いながら、中村進教授退職記念号に寄せる論攷とさせていただきます。

二 法典化の前駆的過程

(1) 総説

フランス国際私法の法典化のための作業を振り返ってみると、そのための努力が払われた期間は、概ね、次に述べられるように三つに分けられ、それぞれの期間において、目標とされた国際私法典が異なっていることが看取される。すなわち、早期において目指されたのは、諸国における国際私法の法典化と同様に、国内法としての包括的で現代化された内容を有する国際私法典の完成であるが、その努力は挫折しており、その結果による産物として、僅かに、時機

を得ない幾つかの立法が実現されるに止まっている。その後における動向として認識されるのは、国際的な国際私法への傾倒である。フランス国際私法の法典化におけるそのような変容の素地となっているのは、まず、第二次世界大戦後、国際私法の統一を掲げて勢力を拡大したハーグ国際私法条約の台頭であり、そして、より近時においては、とくに、局地的ながら、欧州連合 (EU) 圏の結束と拡大を背景とした欧州議会及び理事会規則を信頼し、それに依存しようとする形勢であることは否定できない。⁶⁾

しかし、元来、諸国における国内法としての国際私法が、広く、諸外国や領域との関わりにおける涉外私法関係の規律を想定しているのに対して、欧州連合条約は、相当な影響力や拘束力を有するとは言っても、欧州連合加盟国の欧州圏内に関わる法律関係についてのみ、その規律の対象とするものであるから、欧州連合条約の内容が如何に充実されようとも、欧州連合圏外の国々との当該圏外における涉外私法関係の規律とは次元を異にしている。従って、そのような法律関係について、別途、それぞれの独自の国際私法を置かなければならないという二元的な認識は、フランス以外の欧州連合加盟国においても、払拭されていないように見られる。近時に至っても、欧州連合加盟諸国がそれらに独自の国際私法の法典化に勤しんでいるのは、正にその証左であると言えるであろう。⁷⁾ フランスにおいても、法典化作業の当初、念頭に置かれていたのは、統一された国内立法としての国際私法典であった。そのための作業の成果として知られているのが、以下に言及するニボワイエ (Jean Paulin Niboyet)、バチフォル (Henri Batifol)、フォワイエ (Jean Foyer) がそれぞれ中心となって起草された二つのフランス国際私法草案である。

(2) ニボワイエ予備草案 (一九五三年)

ニボワイエ教授の主導のもと、民法典改正委員会 (La Commission de réforme du code civil) により一九四八年から

一九五〇年までの間に練られた草案が、一九五三年、時の法務大臣に提出されている。同草案における国際私法規定は、民法典の改正の一端として、個人及び家族の権利に関わる広範な涉外問題の規律を目しており、今日、フランス国際私法の範疇の事項として定着している国籍を除き、外国人の地位、法人の地位、法律の抵触、裁判管轄の抵触に關する事項を包括し、法律抵触規定としては、婚姻関係、親子関係、契約等、個々の法律関係の準拠法に關する規定のほか、法律関係の性質決定、反致、外国法の条件、既得権等に關する総則規定の一一三箇条によつて構成された。⁽⁸⁾ニボワイエ教授は、この草案において、属人法として、フランス法の適用の拡大へ導くことになる立場を導入している。すなわち、国籍を基準とする属人法の適用が原則として維持された場合であっても、フランスに五年以上住所を有する外国人はフランス法によつて規律されるとし（同草案第五九条）、また、夫婦関係や親子関係等の家族関係について、フランス人が当事者である限り、利害関係者の住所や相手方当事者の国籍にかかわらず、フランス法が適用されるとした（同草案第六四条及び第六五条）。これらの規定は、法の抵触と国家主権の抵触との関わりにおいて、フランス法の適用のみを顧慮した一方主義の立場にほかならない。但し、それと同時に、抵触法上の一方主義の特徴として、自らの立法管轄を肯定する外国法のもとに、外国において得られた権利（既得権）については、それを広く承認するという立場がとられていた（同草案第五三条）。当該草案は、フランス国際私法委員会（Le Comité Français de droit international privé）において、その一方主義及び過度なフランス法への依拠が批判されたが、民法典改正委員会⁽⁹⁾は、ニボワイエ教授が提唱した立場を支持しながら、新たな草案を用意する結果となった。このように、ニボワイエ草案の挫折は、その内容に起因していた。

(3) バチフォル予備草案 (一九五九年)

次の国際私法草案となるバチフォル草案は、ニボワイエ草案との比較において、二つの点に関して異なっていた。その一つは、詳細な各個規定よりも、一般原則規定に力が注がれ、極めて簡潔にまとめられていた点である。それには、明文規定による予測可能性に対して懐疑的なバチフォル教授の信念が反映されていたと言われており、外国人の地位に関する一箇条、法律抵触規則に関する一〇箇条、管轄抵触規則に関する一〇箇条を内容とする僅か二一箇条のみをもって構成されていた。¹⁰⁾ いま一つの特徴は、一方主義及び国家主義に則った規定が完全に排除され、それに代わって、破棄院判例によって形成された抵触規則が成文化されていた点である。とりわけ、著名な一九五三年四月一七日の破棄院第一民事部判決、すなわち、リヴィエール判決 (Paret Rivière)¹¹⁾ によって採用された共通本国法、共通住所地法、法廷地法の段階的適用という共通属人法を軸とする革新的な規則は、夫婦の身分関係及び離婚についてのみならず、夫婦財産制の準拠法選定についても、従来の規則を一変させるものであった。その影響は、嫡出親子関係及び養子縁組にまで及んでいるように見られる。また、バチフォル草案の革新的な規則は、相続に関し、統一主義の立場から、不動産、動産を区分することなく、被相続人の最後の住所地法に依らしめるというものであった。これは、フランス国際私法における分割主義ないし二元主義に反する立場である。このようなバチフォル草案における革新性については、そのバランスの良さとも相俟って高く評価されているところであるが、結局、同草案もまた、フランス国際私法の法典化としての成功を収めることはなかった。その挫折の理由について、ラガルド教授は、民法典の改正草案とは別個に論じられたために、法典化の波に乗れなかったこと、そして、一九七〇年に至るまで公表されることがなかったため、広く論議の対象とされる機会を逸したことにありと解説している。¹²⁾

(4) フォワイエ予備草案（一九六七年）

そして、三番目となる草案は、一九六七年に、当時の法務大臣であるジャン・フォワイエの主導のもと、前出民法典改正委員会によつて発表されたものである。フォワイエは、精力的に民法典の改正に取り組み、夫婦財産制、離婚、親子関係、親権、成年、後見等の改革を實行しており、新たなフランス国際私法改正草案の起草のために、国際主義を掲げる論者を集めた委員会なども立ち上げている。¹³改正草案は、第四部「国際私法における準拠法」として、三七箇条をもつて構成されるものであった。その内容は、外国人の地位に関する一箇条の他は、全て、法律抵触規定によつて構成されていた。これは、一九五八年一〇月四日の憲法が、民事手続法に関し、それを規則として厳格に法律と区別したため、管轄抵触規定が国際私法から除外されることになったからである。¹⁴フォワイエ草案は、管轄抵触規定を除き、基本的にバチフォル草案を踏襲したが、公序、反致、外国法の適用に関する総則規定を置いており、また、各個法律関係の準拠法については、基本的に、破棄院判例によつて確立された双方主義に基づき抵触規則を規定し、相続に関しても、不動産相続についての不動産所在地法、動産相続についての被相続人の住所地法という分割主義に復帰していたが、夫婦財産制については、バチフォル草案において提唱された夫婦の共通本国法主義が踏襲されていた。¹⁵しかし、フォワイエ草案もまた、陽の目を見ることはなく、その存在がフランスにおいて公表されるようになったのは、漸く、アメリカのフォン・メーレン (Von Mehren) とナーデルマン (Nadelmann) が、同国におけるその論考において論及するに至つてのことであると言われている。¹⁶フォワイエ草案が成功を収めなかった理由については、フォワイエ自身により、連結規則の法典化が、法務省の後継者において、自分が抱いたと同様の関心が得られなかったと分析されているが、また、それとともに、政治家であったフォワイエが国民議会法務委員会議長として影響

を与え続け、その個人的な考え方が、ニボワイエ教授流の熱心な一方主義の原理へと変化して行ったことが原因であるということが指摘されている。⁽¹⁷⁾

(5) 法典化作業の総括

前記国際私法草案が繰り返し返して挫折したこと、及び、それらの起草が完成された後、それらの草案に関する情報がフランス国外から国内へ伝播されるということの不自然さは、いかにしても不可解である。しかし、その理由について率直に言えば、フランスにおいては、国際私法の法典化が、その専門家によって必要であると感じられていなかったということに尽きるようである。それが必要とされなかった理由は、破棄院判決における判断により、一切の涉外私法問題の解決において、不便が感じられていなかったからである。⁽¹⁸⁾ いみじくも、一方主義の代表者であるフランセスカキス (P. Francescakis) は、「明らかに進展する事項においても、判例を信頼すべきであるという感情が、法典化の支持者においてさえ、未練として残っている。」と述べて、法典化が成功へ到達できるのは、過去と断絶される場合であると明言している。⁽¹⁹⁾ その意味において、バチフォル草案及びフォワイエ草案は、破棄院判決の敷衍に過ぎず、端から、それを変更する必要はないので、改正に向けた熱狂を掻き立てるはずもなく、フランスにおける国際私法の事情は、改正を達成したドイツやイタリアのそれと全く異なっていた。⁽²⁰⁾ ラガルド教授の指摘するところによれば、全面的な改正ないし法典化が実現しないフランス国際私法にとつての進むべき道は、部分的な改正に甘んじるか、または、国際的な法典化に寄り添って歩みを進めるほかはなかった。⁽²¹⁾ 確かに、フランスにおいて一九六〇年代後半から繰り返された断片的な国際私法の改正、及び、ハーグ国際私法条約や欧州連合条約への傾倒は、教授が指摘したところと符号していると言うことができる。

三 フランス国際私法の国内的立法化

(1) 総説

双方主義に則った包括的な国際私法の法典化が実現しないまま、国際私法の改革に立ち遅れたフランス国際私法が次に着手したのは、個別の法律関係に關し、断片的な抵触規定をもつて補完することである。一九六六年六月一八日の海上備船契約に關する法律を皮切りに、一九六七年一月三日の船舶抵当に關する法律、同年七月七日の海難及び救助に關する法律、一九六九年一月三日の海上運送商品の委託に關する法律において、フランス法の適用範囲を画する一方的抵触規定が補充された。折しも、一九八〇年六月一九日の「契約債務の準拠法に關するEC条約」(ローマ条約)の発効の時期とも前後して、場当たりの立法もそれに助けられ、偶々、立法化の時機を得た結果となっている。しかし、その後も、一九七〇年代に入つて、断続的な立法化の傾向は維持され、実質法規定の改正の機会に、それに対応する範囲において抵触規定も制定するという方法が採られるようになり、以下において触れるような民法典中の親子関係、離婚、養子縁組、婚姻等、人の身分に關する重要な法律関係にも及んでいる。これらの改正のうち、特に前者については、先に不発に終わった一九六七年のフォワイエ草案が影を落としていることが指摘されているが、にわかには捲き起こった激しい論争の矛先は、それらの新法が、法務大臣ジャン・フォワイエの単独起草であり、そして、議会におけるそれらの成立に過程において、国際私法の専門家による十分な討議がなされないまま成立しているという⁽²²⁾ことである。

(2) 親子関係

一九七二年一月三日の法律第七二―三号により、親子関係に関する諸規定が民法典に追加された。親子関係は、原則として、子の出生当時の母の本国法に依るか、または、母が知れないときは、子の本国法に依る（第三二一条の一四）。但し、子と父母の一方又は双方がフランスに通常居所を有するときは、フランス法に依り、一切の身分占有の効力を生じる（第三二一条の一五）。この規定も一方的抵触規定であるが、民法典第二条第一項や前出リヴィエール判決の規則と同様、双方化されて解釈されるものと考えられる。また、申立人又は子の本国法に従ってなされた父子関係又は母子関係の任意認知の申立ては有効とされる（第三二一条の一七）⁽²³⁾。

(3) 離婚

一九七五年七月一日の法律第七五―六一七号には、離婚に関する一方的抵触規定が民法典に加えられ（当時第三二〇条、現行第三〇九条）、一九七六年一月一日から施行された。当該規定は、(i)夫婦の双方がフランス人であるとき、又は、(ii)夫婦がフランスに共通住所を有するとき、又は、(iii)他の法がその管轄（立法管轄）を主張しないときには、フランス法が適用されることを規定している。最後の規定に依れば、フランス法の適用が外国抵触規則に従属しているように解釈されるが、前二者の場合には、当然にフランス法が適用されるべきこととなるから、全体としてのフランス法の適用の優先は損なわれていない⁽²⁴⁾。因みに、離婚に関する第三〇九条は、二〇一二年六月二二日から、二〇一〇年十二月二〇日の離婚及び別居に関するローマⅢ規則（No. 1259/2010）第五条⁽²⁵⁾にとって代わられており、相当地に広範な法からの選択が可能である制限的当事者自治が認められている⁽²⁶⁾。

(4) 夫婦財産

夫婦財産に関しては、フランスは、オランダ及びルクセンブルグとともに、一九七八年三月一四日の夫婦財産制の準拠法に関するハーグ条約の加盟国であったが、一九九七年一〇月二八日の法律第九七―九八七号に依り、民法典第一三九七条の一ないし第一三九七条の六の諸規定が追加されたため、ハーグ条約との適用関係において、幾つかの解釈問題を惹起する結果となった。²⁷⁾ なお、二〇一九年に、同ハーグ条約は、二〇一六年六月二四日の欧州連合規則（No. 2016/1103）により取って代わられている。²⁸⁾

(5) 養子縁組

養子縁組に関しては、二〇〇一年二月六日の法律第二〇〇一―一一一号に依り、民法典中に抵触規定が新設された。親子関係に関する一九七二年の法律により民法典に新設された諸規定（民法典第三一一の一四ないし第三一一條の一八）には、養親子関係に関する規定は置かれていなかったからである。養子縁組の要件については、養親の本国法に依って規律され、また、養親が夫婦である場合には、その婚姻の効力の準拠法に依る（第三七〇條の三）。但し、同条においては、(i) 養子縁組がそれぞれの配偶者の本国法の下に認められていない場合には、夫婦は養子をすることができないこと、(ii) 未成年の外国人は、その者がフランスにおいて出生し、かつ、常居所を有していない限り、養子縁組がその本国法の下に認められていない場合には、養子とされることができないこと、及び、(iii) 準拠法にかかわらず、何れの場合においても、養子縁組に対する子の法定代理人の同意が必要であること、すなわち、いわゆる保護条項（セーフガード条項）が規定されている。フランスにおいて認められた養子縁組の効力は、フランス法に依って規律される（第三七〇條の四）。外国において認められた養子縁組は、フランスにおいて、フランス法の下に完全な効力を有する

(第三七〇条の五)。

(6) 登録パートナーシップ

フランスにおける登録パートナーシップに関する立法としては、パクス (PACS)、すなわち、民事連帯契約 (pacte civil de solidarité) と呼ばれる生活共同体の制度が、一九九九年一月五日の法律第九九—九四四号に依り民法典に導入されていたが、⁽²⁹⁾その後、渉外的な場合のための登録パートナーシップに関する抵触規定が二〇〇九年五月一二日の法律第九九—九四四号に依り、民法典第五一五条の七の一に追加された。同条は、登録パートナーシップの成立条件及び効力、並びに、その解消の原因及び効力について、その手続きを行う官庁が所属する国家の実質法規定に従うことを規定している。この規定に依れば、登録パートナーの属人法がそのような制度を知らなくとも、当事者の合意は有効とされることとなる。その意味において、同条は非常に自由主義であると評されている。⁽³⁰⁾なお、登録パートナー間の財産関係については、二〇一九年一月二九日以後、二〇一六年六月二四日の欧州連合規則 (No. 2016/1104) に依って規律されている。⁽³¹⁾

(7) 婚姻

二〇一三年五月一七日の法律第二〇一三—四〇四号に依り、フランスにおいても、同性婚が認められるに至った。また、同法律は、民法典中に、婚姻の実質的成立要件及び方式に関する法律抵触規則を明文化している。その内容は、破棄院判決によって形成された規則を踏襲したものである。すなわち、実質的要件は、婚姻当事者の本国法に依り (民法典第二〇二条の第一項)、同性婚については、当事者の一方の属人法か、または、住所地法若しくは居所地法によって認められれば成立するとする選択的連結の規則によって保護されている (同条第二項)。また、方式は、婚姻挙

行地法に依る（同第二〇二条の二）。婚姻の効力については、明文による抵触規定が置かれていないため、前出リヴィエール判決によつて創設された共通属人法の段階的連結の規則に従い、夫婦の共通本国法、それがなければ、その共通住所地法、それもなければ、法廷地法としてのフランス法が適用されることとなる。³²⁾

(8) 協議離婚

二〇一六年一月一八日の法律第二〇一六―一五四七号に依り、二〇一七年一月一日から、裁判外における合意による離婚（協議離婚）の制度が採用され、それに関連して、民法典二二九条の一ないし二二九条の四の規定が置かれた。裁判離婚主義の下においては、当事者による合意も離婚原因の一つに過ぎず、それを根拠として、裁判所により離婚判決が下されるといふ手続きに従うことになるのに対して、新法は、弁護士や公証人の関与の下であるが、裁判外における離婚、すなわち、私的離婚の成立を可能としている。法律抵触規定としては、前出口ローマⅢ規則が適用されることとなるが、同規則に従えば、当事者による法選択の範囲が広く認められている結果、明らかに、離婚を望む夫婦にとっては、フランス法を選択することにより、私的離婚に対して敵対的な外国法からの避難場所が得られるようになっている。³³⁾

(9) 混乱の総括

フランス国際私法の現代化において、その体系的な法典化よりも、時々の実質法規定の改正に対応する個別的な抵触規定の部分的な制定を繰り返して行うことが、一貫性の欠如や矛盾する解決の危険を伴うことは、立法化に直接的な影響力を与え得る地位にあったジャン・フォワイエ自身によつても吐露されており、早くから懸念されてきたところである。³⁴⁾ 実際には、一九七二年の親子関係の抵触規定と一九七五年のそれとの比較においても、同じく人の身分関係

に関する事項でありながら、それらの規則が立脚する基本的姿勢は大きく異なっている。⁽³⁵⁾ そのような方法論における問題もさることながら、更に深刻な点は、部分的な立法化における一方的抵触規定の採用が、フランス国際私法体系の一貫性の破綻を増幅させた点である。換言すれば、破棄院判決が主体となり、民法典第三条を基本規定として、巧みに同条を双方主義に基づく法律抵触規則として構成して運用されていたにもかかわらず、そこへ一方主義に基づく立法が投入されたことにより、抵触法体系の均衡が損われてしまったという批判的な見解が見られることは否めない。⁽³⁶⁾ しかしながら、単一の包括的な国際私法典の制定が実現されていないとはいえ、契約については、二〇〇八年六月一七日のローマI規則 (No. 593/2008) に依り、⁽³⁷⁾ 契約外債務については、二〇〇七年七月一日のローマII規則 (No. 864/2007) に依り、⁽³⁸⁾ 相続については、二〇一二年七月四日の相続規則 (No. 650/2012) に依って規律されている、⁽³⁹⁾ 物権についても、民法典第三条第二項を基礎として、破棄院判決により、抵触規則が確立されている。⁽⁴⁰⁾ 会社については民法典第一八三七条⁽⁴¹⁾、消滅時効については同第二二二一条⁽⁴²⁾に規定されている。また、手続規定については、民事訴訟法典第四二条ないし第四八条及び第一〇七〇条が裁判管轄権について規定している。⁽⁴³⁾ このように、フランス国際私法の法源を俯瞰すれば、断片的な国内立法の整備に注力している間に、ハーグ国際私法会議や欧州連合等の国際機関による国際条約の締結が加速した結果、それは、ほぼ充足されているようにも見られる。今後において予想される課題としては、新たな国際的法源と従来からの国内実定法との適用関係をいかに調整するかということであろう。しかし、過去の経験を踏まえて言えば、やはり、破棄院判決が従来通りその重要な役目を担い、解決していくであろうことは推察するに難くない。

四 フランス国際私法の国際的法典化

(1) 総説

近時、諸国国際私法の立法例、特に、欧州連合加盟国のそれにおいて見られる特徴の一つとして、抵触規定の精緻化という一般的傾向に反して、その規律事項の減少ないし規律範囲の縮減を指摘することができよう。すなわち、国内的に拘束力を有する欧州連合条約やハーグ国際私法条約が存在する場合には、それが規定する事項について、国内立法において重ねて規定することはせず、規定されるのは、それらの国際条約が規定していない事項に限定するとか、或いは、具体的に、何れかの特定の条約に従うことを端的に明記した立法例が、欧州を中心として、益々、増加する傾向が見られる⁴⁴。そのような立法は、一見する限り、広範な涉外私法関係を規律の対象とした包括的で均衡の取れた立法とはなっていない。そのため、欧州連合諸国に見られてきたように、欧州連合圏内における法律関係の規律とその圏外との関連における法律関係の規律のための二つの国際私法が必要とされるという意味における国際私法の二元性は崩れかけようとしている。フランス国際私法の場合には、長きに亘り判例や学説に支えられて、統合された包括的な国際私法典が存在しないため、個別の事項ないし法律関係について拘束力を有する国際条約の優先的適用を明らかにする特別な明文規定は存在しないが、一九五八年一〇月四日の憲法第五五条により、一旦、批准された国際条約は、国内法に優位し、しかも、内国法となつてフランス国際私法の一翼を担っている⁴⁵。以下においては、現在、フランスにおいて拘束力を有する主要な国際条約を掲げて、フランス国際私法の国際的法源の概観を明らかにしておきたい。

(2) ハーグ国際私法条約

フランスが現在に至るまで批准ないし署名している国際条約として最も多いものは、ハーグ国際私法会議が母体となるハーグ国際私法条約であり、それらとして、次に掲げるものがある。すなわち、一九五四年三月一日の「民事訴訟手続に関する条約」、一九五五年六月一五日の「物品の国際売買の準拠法に関する条約」、一九五六年六月一日の「外国会社、社団及び財団の法人格の承認に関する条約」、一九五六年一〇月二四日の「子に対する扶養義務の準拠法に関する条約」、一九五八年四月一五日の「子に対する扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約」、一九六一年一〇月五日の「未成年者の保護に関する官庁の権限及び準拠法に関する条約」、同日の「遺言の方式に関する法律の抵触に関する条約」、同日の「外国公文書の認証を不要とする条約」、一九六五年一月一五日の「民事又は商事に関する裁判上及び裁判外の文書の外国における送達に関する条約」、一九七〇年三月一八日の「民事及び商事に関する外国における証拠の収集に関する条約」、一九七一年五月四日の「交通事故の準拠法に関する条約」、一九七三年一〇月二日の「扶養義務に関する裁判の承認及び執行に関する条約」、同日の「扶養義務の準拠法に関する条約」、同日の「製造物責任の準拠法に関する条約」、一九七八年三月一四日の「夫婦財産制の準拠法に関する条約」、同日の「代理の準拠法に関する条約」、一九八〇年一〇月二五日の「裁判への国際的アクセスに関する条約」、同日の「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約」、一九九三年五月二九日の「国際養子縁組に関する子の保護及び協力に関する条約」、一九九六年一〇月一九日の「親責任及び子の保護措置についての管轄権、準拠法、承認、執行及び協力に関する条約」、二〇〇〇年一月二三日の「成年者の国際的保護に関する条約」、二〇〇七年一月二三日の「扶養義務の準拠法に関する議定書」等がある。近時、英国が欧州連合を脱退したことにより、フランスにとつ

ても、一九九六年の子の保護条約を始め、特に家族関係を規律するハーグ国際私法条約がその重要性を増していることが指摘されている。⁴⁶⁾

(3) 国際連合条約

国際連合が主体となる条約で、フランスが締結しているものも少なくない。まず、家族関係については、一九五六年六月二〇日の「扶養料の外国における取立てに関する条約」、及び。一九六二年二月一〇日の「婚姻の同意、最低年齢及び登録に関する条約」がある。国際連合国際商取引法委員会(UNCITRAL)条約として、一九五八年六月一〇日の「外国仲裁判断の承認及び執行に関するニューヨーク条約」、及び、一九八〇年四月一日の「国際物品売買契約に関する国連条約」(CISG)がある。⁴⁷⁾

(4) 私法統一国際協会条約

フランスは、国際商事契約原則(Principles of International Commercial Contracts)の作成主体として知られるユニドロワ、すなわち、私法統一国際協会(UNIDROIT)に加盟しており、それが起草した条約も、フランス国際私法の法源となっている。それとして、例えば、一九八八年五月二八日の「国際ファイナンス・リース条約」、及び、同日の「国際ファクタリング・オタワ条約」等がある。⁴⁸⁾

(5) 局地的条約

局地的な規模の国際条約として、欧州議会及び理事会、欧州評議会(Conseil de l'Europe)、国際戸籍委員会(Commission internationale de l'état civil)を主体とする条約がある。まず、欧州議会及び理事会との関連において言えば、前出のローマI規則、ローマII規則、ローマIII規則、夫婦財産制規則、登録パートナーシップ規則、相続規則のほか

にも、二〇〇八年二月一八日の扶養義務規則 (No. 4/2009)、二〇〇六年二月一二日の弁済不能規則 (No. 1896/2006)、民事及び商事の裁判管轄権及び判決の承認に関する一九六八年九月二七日のブリュッセル条約を基礎とする二〇〇〇年十二月二二日のブリュッセル I 規則 (No. 44/2001)、それが改正され、二〇一五年一月一〇に発効したブリュッセル I bis 規則 (No. 1215/2012)、また、一九九八年五月二八に採択されたブリュッセル II 条約が、二〇〇〇年五月二九日、ブリュッセル II 規則 (No. 1347/2000) に転換されて婚姻事件の裁判管轄権について規律し、二〇〇五年三月一日からは、二〇〇二年一月二七日のブリュッセル II bis 規則 (No. 2201/2003) がそれに代わり、さらに、二〇一九年六月二五日のブリュッセル II ter 規則 (No. 2019/1111) に依って改正されて現在に至っている。⁽⁴⁹⁾

次に、欧州評議会条約についてであるが、それが作成した一九五〇年一月四日のいわゆる欧州人権条約(「人権及び基本的自由の保護に関する欧州条約」)の発効は、人権に関する欧州公序の確定において国際私法と間接的に関連しており、フランス法上の公序についても、破棄院判決によりしばしば定義されている。⁽⁵⁰⁾ また、国際戸籍委員会は、二〇〇余りの条約を作成しているが、それらの条約のうち、フランスは、一九六八年六月七日の「外国法の照会に関する条約」及び一九八〇年五月二〇日の「子の監護に関する裁判の承認及び執行に関する条約」を批准しているほか、署名しているものとして、二〇〇〇年三月一日に発効した「国籍に関する条約」等、国際私法とも直接的に関連する条約がある。⁽⁵¹⁾

(6) 二国間条約

判決の承認及び執行、国際的な子の奪取の場合における司法共助等、規律事項の範囲は多様であるが、フランスと数多くの国々との間には二国間条約が締結されている。⁽⁵²⁾ 但し、現在、欧州連合加盟諸国との間における民事及び商事

に関する判決の承認及び執行に関する二国間条約は、欧州連合規則に取って代わられており、二国間条約が有効に存続しているのは、アフリカ、中南米、アジアの国々との間においてである。一方、法律抵触の分野の二国間条約は、極めて少数である。フランス人にその属人法の適用を認めていた旧植民地との間におけるものを除けば、僅かに、一九六七年四月五日のフランス・ポーランド間条約、現在では、スロベニア、ボスニアヘルツェゴビナ、セルビア、モンテネグロとの間においてのみ効力を有する一九七一年五月一八日のフランス・ユーゴスラヴィア間条約、そして、一九八一年八月一〇日フランス・モロッコ間条約がある。⁵³

五 フランス国際私法の現代化

(1) 総説

形式において、独立した国際私法典であるにせよ、民法典中に置かれた国際私法規定であるにせよ、また、内容において、包括的であるにせよ、断片的であるにせよ、いずれにしても、国際私法の現代化は、その法典化もしくは改正によって促進されることに異論はないであろう。換言すれば、国際私法の法典化はその現代化を実現することを意味しており、さらに、国際私法の現代化が意味するのが、その規則のより一層の精緻化ないし具体的妥当性の確保のための柔軟化であることも、近時の数多くの立法例が証明しているところである。フランスの場合、その近隣諸国を始め、かつての植民地であった国々においても、国際私法の法典化ないし現代化が進展する中であって、取り残された状態が長く続いている。⁵⁴そして、諸国における国際私法の改革に接して、フランス国際私法も早急な法典化が必要

であることは、それに関する知識と関心を有する者の間における共通の認識となっている。⁽⁵⁵⁾

それでは、近時の諸国立法例における改革には、どのような特徴が見られるか。卓見に基づいて、それらを整理すれば、以下のような幾つかの点をそれとして指摘することができるように思われる。まず、外観から言えば、(i)広範な事項を規律するための数々の抵触規定が網羅的に単一の法典に統合されているか、または、民法典や家族法典中にまとめられていることのほか、(ii)それに含まれる抵触規定の多くが、国際私法における国際主義もしくは国際化の時代を反映して、双方向的抵触規定の形式をもって規定されていること、(iii)単一的連結の規則よりも、複数の連結点を組み合わせた多元的連結の規則によって構成されていること、そして、内容的には、(iv)国際私法上の利益を考慮して、当事者や両性の平等を反映した共通法を優先する規則をもって整序されていること、(v)当事者意思の尊重を理念として、当事者による法選択(当事者自治)を定める規定が多く導入されていること、(vi)特定の法律関係の成立や当事者利益の保護等、実質法上の利益を考慮した抵触規定の採用が増加していること、そして、(vii)最密接関連性の原則の支配のもとに、当事者や法律関係に最も密接な関係を有する(地の)法に優位が与えられ、時には、端的に、最密接関係法の適用が規定されていること等が、現代国際私法の概括的な到達点である。⁽⁵⁶⁾ 果たして、ここに列挙したような国際私法の現代化の尺度をもって、現在のフランス国際私法を眺めてみた場合、それにおける現代化をどのように評価することができるであろうか。

(2) フランス国際私法の現代化に関する評価

フランスにおいては、大きなまとまった改革は断行されることはなく、統合された国際私法典は存在しないが、部分的には、幾つかの法律関係に関して改正の手が加えられており、また、数多くの条約が締結されて国内的効力を有

していることも事実である。そこで、それらの事情を踏まえて、フランス国際私法における現代化の現状がその国際私法の法典化との関連において有する意義を探究してみることとしたい。

まず、フランスには、現在も、一八〇四年の民法典第三条が重要な国際私法規定としての役割を果たしている。同条は、フランス法の適用についてのみ言及する一方的規定であるが、双方化されて、人の身分及び能力はその者の本国法に依り（第三項）、また、不動産はその所在地法に依る（第二項）との解釈が確立している。破棄院は、前出リヴィエール判決において、本国法主義が支配していた時代を背景にして、当事者の共通本国法、共通住所地法、法廷地法の段階的連結の規則の適用を表明し、ドイツのケーゲル (Gerhard Kegel) の連結階梯 (はしご)⁵⁷ として現代国際私法に普及している共通属人法を軸とした段階的連結の規則の基礎となつて大きく貢献している。

個別の立法に目を移せば、一九七二年の親子関係に関する諸規定において、子の本国法を補充法とし（第三二一条の一四）、また、双方化できる子と父母との共通常居所地法の優先的適用を規定している（第三二一条の一五）。一九七五年の離婚に関する第三一〇条（現行第三〇九条）は、上記リヴィエール判決の規則を維持しながら、内国法の適用の優先を導くこととなる法廷地法の適用を制限している。同条は、その後、前出ローマⅢ規則第五条に取つて代わられて、制限的当事者自治が認められる一方、欧州連合圏外においては、今も効力を発揮している。夫婦財産に関しては、ハーグ条約が前出欧州連合規則に取つて代わられ、欧州諸国における規則に依拠している。養子縁組に関しては、養親の本国法主義を基本としながら、夫婦共同縁組における婚姻の効力の準拠法を援用し、保護条項（セーフガード条項）が導入されている（民法典第三二一条の一四ないし第三二一条の一七）。外国養子縁組は、フランスにおいて完全な効力を有する（第三七〇条の五）。登録パートナーシップに関しては、前出二〇〇九年の法律（民法典第五一五条の

七の二）により、手続官庁が所属する国家の実質法規定に従うことが規定され、当事者の属人法の制約から当事者を解放している。登録パートナー間の財産関係については、前出二〇一六年の欧州連合規則に依っている。また、二〇一三年の法律に依り、同性婚が認められると同時に、民法典中に明文化された婚姻の実質的成立要件及び方式に関する抵触規則は、破棄院判決によって形成された規則を踏襲したものであるが、それぞれ、婚姻当事者の本国法（民法典第二〇二条の二）、婚姻挙行地法（同第二〇二条の二第一項）の適用を規定しており、特に、同性婚については、当事者の一方の属人法又は住所地法若しくは居所地法への多元的連結によって保護している（同条第二項）。さらに、婚姻の効力については、共通属人法の段階的連結の規則が確立している。そして、合意による離婚については、前出二〇一六年の法律に依り厳格な裁判離婚主義の束縛から解放され、当事者による法選択を定める前出ローマⅢ規則に従い、私的離婚の保護のための途が開かれている。

財産関係については、契約につき、欧州連合圏内に限らず、世界的な規模で影響力を有する一九八〇年のローマ条約の規則を受け継いだ前出ローマⅠ規則に従い、また、不法行為についても、前出ローマⅡ規則に従い、さらに、相続についても、前出欧州連合相続規則に従っている。物権については、民法典第三条第二項をめぐる破棄院の立場に従い、目的物所在地法の同則主義に拠っているが、これは、わが国の法の適用に関する通則法第一三条とも同一の立場である。

このようにして、フランス国際私法の実定抵触規則を通覧することにより、次のような幾つかのことが明らかになっている。すなわち、フランス国際私法においては、(i)形式上、統合された国際私法典は編纂されていないが、すでに概観した限りにおいても、破棄院判決により法の欠缺が補充され、広範な法律関係のための実定法が整備されて

おり、実質的に、国際私法の法典化が実現した場合とほぼ匹敵する状況が実現されていること、(ii)当事者や両性の平等を顧慮し、また、法律関係ないし身分関係の成立の保護に配慮した段階的連結及び選択的連結の規則が汎く採用されていること、それに対して、(iii)諸国の近時の立法例等において普及している最密接関連性の原則による支配が徹底されておらず、国際条約や欧州連合規則の支配を受ける部分を除いて、国内立法には、最密接関係法の適用が規定されていないことである。⁵⁸⁾

(3) 最密接関係法の功罪

一九六〇年代末から七〇年代は、前出ケーゲル教授によって叫ばれた「国際私法の危機」⁵⁹⁾の克服のため、大陸型国際私法を有する諸国においては、それまでの法的安定性ないし予測可能性の確保を優先させた伝統的な抵触規則、すなわち、明確で硬直な抵触規則に代えて、柔軟な抵触規則に依り、具体的妥当性の確保に向けた立法改革に取り組み始めた時期である。国際私法におけるそのような立法改革は、端的には、最密接関連性の原則ないし親近の原則(principe de proximité)による支配の下に、諸国の立法例において、「最も密接な関係がある地の法」とか、「より密接な関係がある地の法」の適用をもたらし、それらが随所に汎用されるに至っている。しかし、最密接関連性の判断において、何れの地の法がそれに該当するかは、個別の事案ごとに異なり、それを特定できない限り、絵に描いた餅のような存在に過ぎず、従って、それは、観念的には、極めて合理的で理想的な好ましい基準でありながらも、実際には、法の適用に携わる者を煩わせ、また、当事者における解決の予測性をも阻害する厄介な連結素である。最密接関連性の判断基準が明確にされない限り、理念として輝かしい最密接関係地法が単に立法化における指針としての範疇に止まるものでしかないと考えることが、全く悲観的で根拠がないとも言えないであろう。⁶⁰⁾

もつとも、フランスにおいても、最密接関連性の原則の支配に従うことを厭わない気運が醸成していることは、前出ラガルド教授による欧州国際私法の起草からも窺い知ることができる。しかし、実際には、次々と、フランス国際私法を出し抜いて、最密接関連性の原則を柱として新しい国際私法典を持つことになった諸国において、火中の栗を拾うような困難な問題に直面していることに想到すれば、少なくとも、国内立法を適用する限りにおいて、それらの諸国と同様の苦勞を回避することができたことは、完結した精緻な現代的国際私法典を持つことができなかつたフランス国際私法にとつて、皮肉にも、不幸中の幸いであつたと言ふことができるであろう。しかし、日増しに、欧州連合規則への傾倒を深めているフランス国際私法が、いつまでも、対岸の火事をひとり傍観し続けるというわけにもいかないであろう。最密接関係法の決定とその適用に振り回されて疲弊する日は、フランス国際私法においてもすでに始まっている。

六 後書き

欧州国際私法の策定が現実味をもつて視野に入ってきて、国内国際私法がそれによって取って代わられることが明らかとなった現在、フランス国際私法の法典化は、それによって統一された規則を盛り込むに過ぎず、今更 (dores et déjà)、意味のないことであると、モネジエ (Françoise Monégier) 教授によって喝破されている。⁶¹二〇〇年も維持されてきたナポレオン民法典第三条を継受して、それを頑なに守り続けてきた近隣諸国や多くの旧植民地の国々を差し置いて、御本家が軽々しく態度を豹変させることも容易くできることではないという事情もあつたかもしれない。そ

れだけ、フランス民法典の存在は、今もなお、偉大であると称えることができるであろう。しかし、何よりも、統合された法典化の必要性がそれほど痛感されなかつたため、その機会を逸したというのが、フランスにおける国際私法の法典化が挫折したと言われることの真相かもしれない。それを支えてきたのは、国際私法理論に精通した裁判官を擁する破棄院の存在である。その存在のために、前記フランス国際私法委員会が果たした役割は大きい。一個の法典にまとめるとか、フォワイエ草案が起案したように、民法典に国際私法規定のための第四部を追加することは、取つて付けたようになって、民法典全体の風味を損ねることになっていたのであろう。民法典中に散在する国際私法規定を拾い読みすることが、最密接関係法の羅列に慣れた眼には、極めて心地良く、また、新鮮な印象を与えている。フランス国際私法の法典化の挫折は、その副産物として、近時の諸国国際私法における主要な抵触規則として位置づけられている最密接関係法に過度に依拠することの当否について、根本的に再検討すべき余地があることを示唆しているように思われる。

(1) オランダ王国の立法のための総則に関する法律(一八二九年)、ベルギー民法典(一八〇四年)、ルクセンブルグ民法典(一八〇三年)については、それぞれ、拙編『国際私法立法総覧』(富山房、一九八九年)七八頁、三五三頁、四〇九頁参照。また、アフリカ諸国に関しては、例えば、ルワンダ民法典(一九八八年)、マリ家族法典(二〇一一年)、モーリシャス民法典(一九七四年、一九八一年改正)、コモロ民法典(一九七五年、一九八七年改正)、ニジェール民法典(一八〇三年、二〇〇七年改正)、カメルーン民法典(一九六〇年、一九八一年改正)、ギニア民法典(一九八三年、二〇一九年改正)、コートジボワール民法典(二八〇四年、一九六四年改正)、チャド民法典(一九五八年)等について、拙稿「アフリカ諸国における国際私法の法典化」戸籍時報七九七号八頁、七九八号二八頁、七九九号一七頁、八〇〇号一七頁、八〇二号八頁、八〇四号三一頁

- （以上、二〇二〇年）、八〇六号二四頁、八〇七号二四頁（以上、二〇二一年）参照。
- （2） 例えば、ポルトガル民法典中の国際私法規定は、カーボ・ベルデ、ギニアビサウ、アンゴラ、モザンビーク、サントメプリンシペ、東ティモール、マカオ等の国際私法において基本的に踏襲されている。拙稿・前掲「アフリカ諸国における国際私法の法典化」戸籍時報八〇四号（二〇二〇年）三四頁以下、八〇八号三〇頁以下、八〇九号一三頁以下、八一一号二一頁以下（以上、二〇二二年）、拙稿「東ティモール民法典（二〇一一年）中の国際私法規定」戸籍時報七九三号（二〇二〇年）二〇頁以下、拙稿「マカオの新国際私法（上）」戸籍時報五二八号（二〇〇二年）一三頁以下。
- （3） ラガルド教授の言葉によれば、フランス民法典第三条の規定は、すでに骸骨化した存在となりながらも、破棄院判決や大学者の支えにより、更に延命し続けている。Paul Lagarde, *Sur la non-codification du droit international privé français*, *Syracuse journal of international law and commerce*, Vol.25, No 1, 1998, p.2.
- （4） 欧州諸国における国際私法の改革のうねりは、まず、東欧諸国において、一九六三年一月四日のチェコスロヴァキア法から始まり、一九六五年一月二日のポーランド法、一九七五年二月五日の東ドイツ法、一九七九年のハンガリー法規命令第一三三号、一九八二年七月一五日のユーゴスラヴィア法へと続いた。
- （5） 以下、*Revue critique DIP* として引用する。
- （6） Lagarde, *op. cit.*, p.2.
- （7） 恐らくは、一九六六年一月二五日のポルトガル民法典の改正辺りを出発点として、最近の国際私法立法である二〇二〇年六月一日のプエルトリコ国際私法（民法典第三〇条ないし第六六条）に至る一連の国内法の法典化ないし改正の世界的傾向が、欧州連合国際私法と別個の流れとなっている。
- （8） ニボワイエ草案の規定については、*Revue critique DIP* 1950, p.111 et suiv.; Benjamin Remy, *Les codifications récentes du droit international privé, Revue internationale de droit comparé*, Vol.62, No 2, 2010, p.292. 参照。
- （9） Lagarde, *op. cit.*, p.4.
- （10） バチフォル草案の規定については、*Revue critique DIP* 1970, p.832 et suiv.; Remy, *op. cit.*, p.293. 参照。

- (11) *Revue critique DIP* 1953, p.412, note Batiffol.
- (12) Lagarde, op. cit., p.5.
- (13) Lagarde, op. cit., p.5 et suiv.
- (14) Lagarde, op. cit., p.6.
- (15) フォワイエ草案の規定内容については、*Revue critique DIP* 1970, p.835 et suiv.; Remy, op. cit., p.293. 参照。
- (16) Lagarde, op. cit., p.6. 因みに、フォワイエ草案に論及して、論議の発端となつたのが、Von Mehren & Nadelmann, A French draft of a law on private international law, *American journal of comparative law* 1970, p.614 et seq. and p.886. ㄥㄨㄨㄨ。
- (17) Lagarde, op. cit., p.6 et suiv.
- (18) Lagarde, op. cit., p.7.
- (19) Phocion Francescakis, Le surprenant article 310 nouveau du code civil sur le divorce international, *Revue critique DIP* 1975, p.556.
- (20) 尚、ドイツやイタリアにおける国際私法の改正の背景には、それが憲法に違反していて、それを改正しなければならないという事情もあつたと見られる。Lagarde, op. cit., p.7. 参照。
- (21) Lagarde, op. cit., p.8.
- (22) Lagarde, op. cit., p.8 et suiv.
- (23) 新規定をめぐる論議については、多喜寛「国際私法における婚外子(一)」*国際法外交雑誌*七四卷六号(一九七五年)一一〇頁以下等参照。
- (24) 西賢「フランス民法第三一〇条について」*神戸法学雑誌*二九卷二号(一九七九年)一三九頁以下、更に、拙稿「フランス国際私法における離婚の準拠法」*法学新報*八六卷七・八・九号(一九八〇年)二六三頁以下参照。
- (25) ローマⅢ規則第五条(当事者による準拠法選択)第一項は、「夫婦は、離婚及び法的別居の準拠法を指定する合意をすることが出来る。ただし、準拠法は、次に掲げる法の一つでなければならぬ。(a)夫婦が合意の締結時においてともに常居所を

有する国の法 (b) 夫婦が最後にともに常居所を有していた国の法であって、夫婦の一方が合意の締結時において、なお常居所を有する国の法 (c) 夫婦の一方が合意の締結時において国籍を有する国の法 (d) 法廷地法」と規定している。邦訳は、小池未来 (訳) 『離婚及び法的別居の準拠法の領域における先行統合の実施に関する二〇一〇年一月二〇日の理事会規則一二五九／二〇一〇』試訳」同志社法学六六卷二号 (二〇一四年) 三三五頁以下等参照。また、その解説として、入稻福智「Rome III 規則による離婚および法的別居の準拠法」平成法政研究一八卷二号 (二〇一四年) 九五頁以下参照。

(26) Françoise Monéger, *Droit international privé*, 9e édition, 2021, p.15. (以下、小稿の執筆時におけるフランス国際私法の体系書として最新版である本書を中心として引用することとした。) 但し、民法典第三〇九条が海外領土においてなお有効であることは、Monéger, op. cit., p.174. 参照。

(27) Monéger, op. cit., p.213.

(28) Monéger, op. cit., p.214 et suiv.

(29) PACSの成立要件は婚姻とほぼ同様で、異性間及び同性間の双方に認められ、その効果は、貞操義務に関する規定がないほか、その解消は婚姻よりもはるかに緩やかで、PACSに固有の規定が少なくない。Georges Khairallah, *Les « partenariats organisés » en droit international privé (Propos autour de la loi du 15 novembre 1999 sur le pacte civil de solidarité, *Revue critique DIP* 2000, p.320 et suiv. 等参照。*

(30) Monéger, op. cit., p.158. 民法典第五一五条の七の一の詳細については、拙稿「フランス国際私法における登録パートナーシップの準拠法」東洋法学五四卷二号 (二〇一〇年) 一五三頁以下参照。

(31) Monéger, op. cit., p.158.

(32) Monéger, op. cit., p.166.

(33) Petra Hammje, *Le divorce par consentement mutuel extrajudiciaire et le droit international privé, *Revue critique DIP* 2017, p.143, p.154 et suiv.*

(34) Lagarde, op. cit., p.10. 西・前掲一三九頁参照。

- (35) 西・前掲一四二頁以下参照。
- (36) Laborde, *op. cit.*, p.11.
- (37) 契約債務に関する規則は、伝統的に当事者自治が支配していたが、一九八〇年六月一九日のローマ条約に依つても、また、ローマI規則に依つても、同様の原則の適用が確認されている。Jean-Pierre Laborde/Sandrine Sana-Chaillé de Néré' *Droit international privé*, 19e éd., 2017, p.193 et suiv.
- (38) 契約外債務に関する従来の規則は、原因事実発生地法（不法行為地法）であったが、ローマII規則に従い、損害発生地法が原則となっている。Laborde/Sana-Chaillé de Néré, *op. cit.*, p.189 et suiv.
- (39) 相続に関する従来の規則は、属地主義の伝統に従い、不動産相続については不動産所在地法、動産相続については被相続人の住所地法であったが、二〇一五年八月一七日以後、欧州連合相続規則に従い、相続分割主義は放棄され、相続統一主義のもとに被相続人の常居所地法に立法管轄が与えられ、また、被相続人がその本国法を選択することが認められている。Laborde/Sana-Chaillé de Néré, *op. cit.*, p.113.
- (40) 物権に関しては、民法典第三条第二項が、不動産についてのみ、所在地法主義を規定しているが、フランス国際私法においては、伝統的に同則主義の下に、動産物権についても目的物の所在地法によるものとされている。但し、無体財産については、有体財産と異なる規則が適用される。Laborde/Sana-Chaillé de Néré, *op. cit.*, p.185 et suiv.
- (41) 民法典第一八三七条は、フランスの領域に本拠を有する会社はフランス法に服すべきことを定める一方的規定である（第一項）。しかし、現実の本拠が定款上の本拠と異なる場所に所在する場合には、第三者に対抗できないことが規定されている（第二項）。
- (42) 民法典第二二二一条は、消滅時効につき、それが影響を与える権利を規律する法律に従うべきとして、時効制度を実体法上の法制度として性質決定している。
- (43) 民事訴訟法典第四二条ないし第四八条は、家族事件の裁判管轄権について規定しており、また、財産事件については、第一〇七〇条が規定している。

(44) 改正を重ねてきたドイツ民法典施行法がその代表的な立法例であり、また、その他にも、例えば、早くは、二〇〇五年のウクライナ国際私法から、二〇一四年のモンテネグロ国際私法、二〇一七年のハンガリー国際私法、二〇一九年施行のクロアチア国際私法まで、欧州議会及び理事会規則やハーグ国際私法条約等の条約を立法中に援用する立法例が、とくに東欧諸国を中心として顕著である。

(45) Monéger, op. cit., p.16.

(46) Monéger, op. cit., p.14 et suiv.

(47) Jürgen Basedow/Giesela Rühl/Franco Ferrari/Pedro de Miguel Asensio (ed.), *Encyclopedia of private international law*, 2017, vol.3, p.2081(Gilles Cuniberti).

(48) Basedow/Rühl/Ferrari/Asensio (ed.), op. cit., p.2081(Cuniberti).

(49) Monéger, op. cit., p.15 et suiv.

(50) Monéger, op. cit., p.16 et p.55.

(51) Monéger, op. cit., p.16.

(52) Monéger, op. cit., p.16.

(53) Monéger, op. cit., p.16. 最後のフランス・モロッコ間条約について言えば、イスラム法上のいわゆる専制離婚の効力に関する問題等を中心として、イスラム法上の原則とフランスの公序が相容れないことがこの条約の締結の背景に存在している。とくに、問題となっているのは、個人及び家族の権利に関する二国間の法律関係であり、この条約の目的もそれを調整することにある。Si Mohamed Akhdi, *Le divorce en droit international privé français et marocain*, 2015, p.23. 因みに、イスラム専制離婚に対して、フランスが容易に理解を示そうとする気配は見られず、人道主義思想の高揚を追い風にして、承認の門を閉ざしているように窺われる。拙稿「国際私法におけるイスラム専制離婚—フランス破棄院判決を中心として—」法学新報一一三卷一一・一二号（二〇〇七年）九七頁以下。

(54) フランスと国境を接する国々に限って見ても、スイス（一九八七年）、ドイツ（一九八六年）、イタリア（一九九五年）、

スペイン（一九七四年、一九八一年）、ベルギー（二〇〇四年）において法典化ないし改正がほぼ完了し、近時、モナコ（二〇一七年）もそれらに続いている。残るは、ルクセンブルグのみとなっている。

(55) Sylvette Guillemard/Alain Prujiner, *La codification internationale du droit international privé: un échec?, Les Cahiers de droit*, vol.46, no 1-2, 2005, p.175 et suiv. においては、国際私法典を構成する個々の法律関係に関する標準的な規則が明確となっている状況を踏まえた法典化の推進が提言されている。

(56) アメリカ抵触法革命において導入された柔軟な抵触規則の緻密な分析については、松岡博『国際私法における法選択規則構造論』（有斐閣、一九八七年）一三七頁以下参照。

(57) 櫻田嘉章『国際私法（第七版）』（有斐閣、二〇二〇年）五九頁参照。

(58) 離婚や婚姻の効力について基準とされるリヴィエール判決の最後の補充的連結は法廷地法であるが、これに対して、現在、わが国の法の適用に関する通則法第二五条、第二六条第一項、第二七条本文をも含め、多くの立法例において、夫婦の最密接関係法が採用されている。しかしながら、フランス国際私法においては、リヴィエール判決後も、一貫して法廷地法である。例えば、一九六一年五月一五日のタルヴィド判決 (Tarrët Tarwid) は、英国に居住するポーランド人夫とフランスに居住するフランス人妻との離婚について、フランス法を適用したが、その立場は今も引き継がれている。Laborde/Sana-Chaille de Néré, *op. cit.*, p.172. 参照。

(59) 櫻田・前掲書五九頁参照。

(60) 拙著『国際私法原論』（文真堂、二〇一五年）二〇〇頁等参照。

(61) Monéger, *op. cit.*, p.12. 参照。